
第3回 日吉津村議会定例会会議録〔第5日〕

平成30年9月21日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成30年9月21日 午後1時30分開議

- 日程第 1 陳情第 3号 沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意思」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 37号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 38号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について
- 日程第 5 議案第 39号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 6 議案第 40号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第 7 議案第 41号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 42号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 43号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 44号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 45号 平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳

入歳出決算の認定について

- 日程 12 議案第 46 号 日吉津村教育委員会委員の選任について
- 日程第 13 発議第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第 14 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 15 議員派遣の件について
- 日程第 16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 3 号 沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意思」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 37 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 38 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 5 議案第 39 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 6 議案第 40 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 7 議案第 41 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 42 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 9 議案第 43 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 44 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 45 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 12 議案第 46 号 日吉津村教育委員会委員の選任について
- 日程第 13 発議第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第 14 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 15 議員派遣の件について
- 日程第 16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

1 番 河 中 博 子	3 番 松 本 二三子
4 番 加 藤 修	5 番 三 島 尋 子
6 番 江 田 加 代	7 番 橋 井 満 義
8 番 井 藤 稔	9 番 松 田 悦 郎
10 番 山 路 有	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	深 田 珠 生

午後 1 時 30 分開議

○議長（山路 有君） 皆さんこんにちは。平成 30 年 9 月第 3 回定例会最終日を開催いたします。

ただいまの出席議員数は、9 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 陳情第 3 号

○議長（山路 有君） 日程第 1、陳情第 3 号沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情についてを議題といたします。本陳情は本会議において総務経済常任委員会に審査を付託しておりますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。会議規則第 94 条第 1 項の規定により陳情報告をいたします。総務経済常任委員会に付託されました陳情第 3 号を、9 月 14 日、13 時 30 分から委員会室におきまして審査を行いました。出席委員は敬称を略させていただきます。加藤、三島、山路、松田の常任委員 4 人で慎重審議を行い、その審査と結果について報告します。

陳情第 3 号、沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意思」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情は賛成多数で趣旨採択すべきとなりました。

陳情審査に入る前、沖縄と連携する鳥取の会事務局の平良さんより陳情趣旨にて説明を受け、陳情書とあわせて審査を行いました。

審査の経緯につきましては次のとおりです。最初に陳情者の説明は、県が撤回したことを尊重せよとの陳情が、地方自治法の改正は地方自治体の自主性を尊重して運用する改正であるなどの

趣旨まで話され、陳情趣旨から離れている説明でありました。理解はできるが、県が承認撤回したら、国が法的手続きに入る内容を説明されても、われわれがどうこう言える立場ではない。

次に、改めて繰り返された民意を、国が無視して基地建設を強行することを撤回するために、地方自治法が無視されているということで、陳情説明者はそういうふうに言われたと思うので内容はよく理解できた。

次に、9月30日に沖縄県知事の知事選の結果が出ますが、どちらが勝っても、今後、尾をひくが、それが民意であるので選挙結果が重要である。次に、国が県を訴えた裁判が、2016年12月に最高裁判決として、証人に問題がないのに県が取り消したのは違法であると言われていました。そういう経緯のある中で、今回の証人撤回に明確な根拠があるのか疑問であります。など賛否両論の意見が出ましたが、趣旨採択、継続審査、採択と委員全員が分かれることになり、委員長が趣旨採択に回り、最終的に賛成多数で趣旨採択となりました。以上報告終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、陳情第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。質疑を2、3させていただきたいと思います。まああの、委員会での審査の状況というのは概ねわかりました。その上でちょっとお聞きしたいんですが、委員会において取り消し訴訟に関する最高裁判決の要旨や、あるいはその前提、高裁段階のですね、沖縄高裁那覇支部での判決の要旨などは確認されておりますでしょうか。内容ですね、それで検討されておりますでしょうか。これが1点です。

それから今回の撤回の理由については、何に趣旨を採択ということですので、多分趣旨は了解ということではないかと思うんですけども、撤回の理由については陳情者から何か確認しておられますでしょうか。

それから3点目ですけども、委員長は平成27年の12月の定例会で、この移設問題で不採択ということで評決といたしますか、最終の採決であったと思います。あの、委員長と、わたし井藤と、松本議員と、それともう1人は加藤議員4名がいわゆる不採択ということで議決になった。多数決で採択と、本会議でのこの中でなったというふうにはわたしは理解いたしておりますが、この移設問題で、不採択とされていたのが趣旨採択に変更されたというその理由は何でしょうか。

以上3点まずお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） まず、最高裁の判決ですが、先ほど報告の中にありました最高裁の判決については理解しておりますが、その中身は詳しくは見ておりませんし、高裁の判決も詳しくは見ておりません。

それから沖縄県が撤回の理由は、陳情者の方からいろいろと話を聞いた中で、すべてテープお越しをしましたので、その中に撤回理由がありますのでこれを読み上げてですね、ご理解を願いたいと思います。沖縄県が行った今回の撤回は数々の公有水面埋立法に合致しない事業の基地建設、しかも沿岸部における基地建設の実態、違法状態を放置できない行政としての撤去の義務、発見された断層であるとか、軟弱な地盤であるとか本当にこの類例しない美しい自然である。あそここの海を見た方は、こんなに美しい海に基地が建設されるのかというふうに言われるということが、沖縄県の撤回理由だというふうにわたしは理解をしております。

それから最後に、前回の沖縄県の関係で不採択としたのに、今回はなぜ趣旨採択なのかということですが、まああの意見が3つに割れまして、趣旨採択、継続審査、採択となった中で最後に委員長の採決ということでありまして、以前の不採択としたのはわたしも理解しておりますが、この委員会の状況の中でわたしは陳情者の方からの話も聞きながら、一応そういう委員会の雰囲気を見ながら趣旨採択にしたということですので、その辺は理解をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。引き続きちょっとお聞きしたいと思いますけれども、今陳情者がいわゆる撤回の理由についてというかたちで来られて、陳情者の方から出て来ていただいて、説明を受けましたよね、その中で説明しながらいわゆる撤回の理由は資料はここにあるということで、白い小冊子を出されました。出されましてそれをもって、専門家による撤回に関する事などが書いてあるということでした。説明の時、わたしも傍聴させていただいておって、そのようにあったんですけども、それを内容は確認されたでしょうか。というのが1点です。

それからもう一つは沖縄最高裁判決の要旨、最高裁の判決は棄却ということでしたので、概ね沖縄高裁の那覇支部でのいわゆる判決内容が、その具体的な内容になっておるとは思いますけれども、細かくは確認されていないということなんですけれども、その中にいわゆる撤回理由に関するようなことは記載されとったかどうかということは何か確認しておられますでしょうか。

それからもう1点ですけれども、陳情者方は沖縄と連帯するのとつとりの会ということで、事務

局が南部町の福里にあるということでした。陳情者方の説明では平成27年、3年前になりますか、5月14日に結成されたということで4人ほど、4人だったか、44と言われたかわたしもちょっとはっきり覚えていないんですが、たしか4名だったと言われたような気がしておりますけれども、この会の名称では今回が初めての陳情じゃないかと思えます。平成27年でしたら、わたしもこの会での陳情だったら覚えておるんですけども、今回が初めての陳情であると思うんですけども、陳情に至る経緯について、何か聞かれたようなことはありますでしょうか。以上3点お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 撤回の関係の理由書をたしかに見せられまして、こういうのがありますよということであって、すぐしまわれましたので、その辺は中身については確認しておりません。

それから最高裁の関係につきましては、中身は分かりませんが、ただ、いろいろと調べていく中で国が県を訴えてきたというような、今先ほど報告したようなことまでありますのでご理解をお願いします。

それから最後の質問につきましては、たしかに陳情趣旨は多少違うんですけども、まあ沖縄という辺野古基地反対というようなことがらでは同じような趣旨ではないかなと思っておりますが、一応先ほど言いました理由で趣旨採択としたところでありますので、ご理解をお願いします。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員、最後になります。

○議員（8番 井藤 稔君） 最後に質問させていただきます。まああの委員長の方から説明ありましたように委員の3名、委員以外の3名の委員の方は採択、趣旨採択、継続審査の3様であったということでありました。そこで委員長にはそういうことで、先回の2017年の定例会でのあれでは、不採択ということで態度を表明しておられましたんですけども、継続審査の選択技というのはなかったんでしょうか。ちょっとこれ、お聞きしたいと思います。

それから先ほど初めての陳情だと申しましたのは、今までの陳情で翁長知事がよく言われとったのが、オール沖縄ということでみんなで団結しようということをおっしゃってましたけれども、それじゃあやはり長い間解決がつかないだないかと、オールジャパンの動きがやはり日本全体で考えていく必要があるんじゃないかということでこれは先般の、平成27年の時の陳情に対してもわたしそのように申し上げたと記憶しとるんでありますけれども、そうであればやはり、ですか

らこういう事務局が今までなかったところにできたということは、やはりそのオールジャパンで動くような必要性を判断しとられるんじゃないだろうかということでわたしは感じました。これ、わたし自身だけの考えかも知れませんが、もしそうであれば趣旨採択というようなことではなくて審議を継続してでも徹底して、審議を尽くしてあげるほうが沖縄の意思を尊重することになるんじゃないかというふうに考えたから質問させていただいた状況があります。

イーグスアシュアの配置が秋田や山口になったり、オスプレイの国内分散配置が検討されたり、あるいは先般は全国知事会での日米地位協定の改善などが合意されたというような報道もなされておりました。そういう中であってやはり沖縄だけの、オール沖縄というやなことを言っとったらやっぱりいつまでたっても解決つかんじゃないかという気持ちが多少あったんじゃないだろうかなというふうにわたしは理解しておりますが、その点どう考えられますでしょうか。

最後に1点、委員会で必要な審査が完遂できたとお考えでしょうか。まあこの問題はすぐには解決する問題とは思いませんけれども、現時点でどうでしょうか。あの委員会での審議が尽くされたと尽くしたというふうにお考えでしょうか。以上3点お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 最初に最後の質問ですが、委員全員で沖縄の問題につきましては、審議をつくしたというふうにわたしは思っております。

それから趣旨採択の関係ですけれども、結局まあ、先ほど言いましたように、陳情趣旨は若干前回とは違って理解できた部分はあったということで、実現性の問題でこれは採択できないということから趣旨採択としたところであります。

あとひとつは、なんだったかいな。

〔「オール沖縄」と呼ぶ者あり〕

それについてはちょっとわたしも勉強しておりませんのでご理解をお願いします。

○議長（山路 有君） 以上で井藤議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。あらかじめ皆さんに確認をしておきます。先ほどの委員長報告が趣旨採択でした。趣旨採択での討論は会議規則により、原案についての討論となります。したがって、原案について反対、賛成の立場の順の討論となります。また、討論は冒頭に反対、賛成の

立場を明確にし、簡潔明瞭をお願いします。それでは討論を行います。討論はありませんか。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 4番、加藤です。委員長報告趣旨採択に賛成し、原案に対して反対の立場で討論をいたします。委員長の報告のとおり、現在9月30日開票の知事選の中、沖縄県民の民意を最大限に尊重するのであれば、ここで意見書を提出すべきでないと思います。以上委員長報告趣旨採択に賛成し、原案に反対の立場で討論をいたしました。皆様方のご賛同をよろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 続いて先ほどが反対討論でしたので、原案に対して賛成の立場での討論を許可します。江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。わたしは陳情第3号、沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意思」を尊重するよう、日本政府に求める意見書提出についての陳情について、付託された委員会の委員長報告に反対をし、原案陳情に賛成の立場で討論いたします。

この陳情は辺野古新基地建設のための埋め立て承認を、沖縄県が正当な根拠に基づいて取り消したことについて、その意思を尊重するよう求めるものです。

振り返れば沖縄県は太平洋戦争で日本では唯一凄惨な地上戦が行われ、大きな犠牲を払いました。戦後アメリカ軍は、銃剣とブルドーザーで沖縄県民の土地を奪い基地を造りました。日本国土の0.7パーセントの面積の沖縄に、74パーセントを超える米軍基地があります。沖縄県民は今まで、自ら進んで基地のための土地を提供したことは一度もないと、先日亡くなられた翁長知事は意見陳述等で訴えて来られました。政府は普天間の基地を移管するために、辺野古へ基地を移転するのだという誤った印象を植え付けようとしています。歴史的経過を見れば、それが偽りであることは明らかです。

辺野古の新基地計画は1960年代の後半に、アメリカ海兵隊が計画していた海兵隊海上新基地建設構想でした。しかし、当時ベトナム戦争の際中であり、アメリカの国家財政の状況から建設が見送られてきたものです。当時の設計図と現在の設計図はほとんど同じ、つまり普天間基地の危険性が問題になる以前から、辺野古基地建設は考えられていたのです。普天間基地は、この後30年以上たった1996年4月に5年から7年以内に返還すると、日米間で約束されていましたがその中には、普天間から移設する基地が完成、運用されたのち返還するとの1条が設けられています。移設ならば、普天間基地の機能と同じ程度のものを造ればいいはずですが、4分の3にあたる160ヘクタールは大浦湾の海面を埋め立て、普天間では1本しかない滑走路はV字型の2本になり、

更に全長 250 メートルを超えるアメリカ軍用艦船、大型船が対岸着岸できる岸壁や航空機に弾薬を搭載するエリアなど新たに作り、その機能を強化しようというものです。

沖縄は、基地がなければ経済が成り立たないなどという間違っただけの考えは、もう捨てなければなりません。翁長知事は、基地は今の沖縄にとって経済発展の最大の阻害要因になっている。基地関連収入は、復帰前には県民総所得の 30 パーセントを超えた時期もあったが、最近では約 5 パーセントだ。経済の面から見たら、むしろ邪魔なのだと述べて来られました。

また、沖縄は戦争の抑止力だという人もありますが、それは基地の負担やリスクを沖縄に押し付けておいて、わが身を守る身勝手な論理です。抑止論は軍備拡張競争をもたらし、戦争の危険をいっそう高めるものであって、平和を口にすると同じ口で語るべきものではありません。

沖縄県は、埋め立て承認の取り消しを明言して亡くなった翁長知事の意志を継ぎ、慎重に協議をして手続きを行いました。埋め立て撤回判断の根拠となったのは、県側が国の工事の違法性を指摘した 18 項目の内、15 項目の違法性が認定されたことを受け、その長文報告書に基づき撤回処分を実行する方針を確認、8 月 31 日承認を取り消しました。

指摘された 15 項目の違法性とは、海底の地盤が軟弱である。環境保全対策がきちんととられていない。全体の実施計画が示されていない等です。この取り消しによって、埋め立て工事の法的根拠が失われました。琉球新聞社など沖縄の報道機関が合同で、8 月 14 日から 3 日間に実施した電話世論調査の結果、辺野古新基地建設に伴う埋め立て承認を県が撤回したことについて、強く賛成と、どちらかといえば賛成を合わせて約 7 割の県民が支持しており、支持しないと答えたのは約 2 割で、県民の間に米軍普天間飛行場の辺野古移設を阻止したい意志が強いことが、改めて浮き彫りになりました。

9 月 3 日付の日本海新聞社説には、安全保障は国の専管事項だとしても、県民を分断する形で基地建設を進めていいのか。不信の対立をたつには安保政策上辺野古移設が本当に必要なのかを再検証し、政府と県が改めて対話を重ねるべきだ。辺野古移設が唯一の解決策という硬直した姿勢を改め、打開の道を探るよう政府に求めないと主張しております。新聞がここまで書かねばならない状況で、沖縄県民の意思を尊重することは当然のことではないでしょうか。

また、全国知事会は、47 都道府県の知事が満場一致で採択した日米地位協定の抜本的な見直しを、8 月 14 日日米両政府に提言しました。沖縄での悲惨な犯罪の犠牲が出るたびに問題となっている地衣協定は、8 日に亡くなった翁長知事の基地問題は、1 都道府県の問題ではないとの訴えを受け、2 年近くかけて提言にまとめたものです。自民党に支援された知事さんも多い中、全会一

致での採択は評価する向きも多いと伝えられています。

この間、米軍による犯罪は後を絶たず、米国の退役軍人省の調べでは被害を受けた女性たちの内、性犯罪として認知されるのは25パーセント程度で、4人に3人は当局に報告していないことが明らかになっています。20年前の1996年、12歳の少女に対して米兵2人が強姦殺人を犯すに至って、沖縄はもちろん日本全体の怒りを巻き起こしました。アメリカ軍人による事故は無数にあり、沖縄の人々を人間と見ない蔑視の現れと取れるものも多く、地衣協定が盾となって公正な裁判がなされないことも沖縄の怒りにつながっています。

沖縄県民にとっては有事における軍事的脅威よりも、平時におけるアメリカ兵犯罪の脅威と米軍演習被害が脅威となっており、この脅威から抜け出す方策として翁長県政が進めてきたのは、脱基地経済の構築です。今世界一危険な普天間飛行場の、危険性除去という方便の基で、日本国民の血税で、沖縄県に自治権に及ばない耐用年数200年とも言われるアメリカの新基地が建設されようとしています。

陳情者の辺野古の基地問題は、民主主義の問題であり、地方自体の本旨に照らして審議していただきたいとの訴えを直接お聞きしました。わたくしはこの陳情趣旨に強く賛同するものです。沖縄県は戦後74年にわたり、米軍基地の過重な負担を強いられながらも、この国で、この国のルールに従い、基地のない平和で豊かな沖縄であるため、何度も立ちあがり声を上げてきました。県内41市町村長、議長、県議、県議会、全会派が署名をした歴史的な文書、建白書を作り上げ安倍首相に新基地断念を直接要請行動をされたのが5年前です。地方自治法では、国と地方公共団体は対等な立場であることを前提として、国の地方公共団体に対する関与は、その目的を達成するために必要最小限度のものでなければならず、また、地方公共団体の自主性に配慮しなければならないとうたっています。沖縄の意思を尊重していただき、陳情の趣旨に賛同いただくことを心よりお願いをいたしまして、わたしの討論といたします。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。委員長の報告に、不採択、原案不採択、陳情者の意見に反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。先ほどありましたように、委員長の報告は趣旨採択でありましたけれども、その点も含めて次の理由から不採択、原案不採択がいいのではないかと、わたし自身は考えますので反対討論をさせていただきます。

先ほどの議員の話にありましたように、本陳情は本当に長い間問題を引きずってきているもの

だと思えます。この辺野古への移転についても、最初に問題が生じてきた、いわゆる訴訟問題に取り消しなどの問題が生じてきたのは、2013年であったと思えます。本当に日本の将来の安全保障を決定する大きな問題でありながら、そのあたりがなかなか解決になっていないというのが、実情なんだと、このようにわたしは思います。

国と沖縄県が、前知事が行った埋め立て承認をめぐり、その違法性について行政訴訟等を行ってきたところでもあります。先般最高裁におきまして、県側の敗訴、要は違法性なし、これは仲井眞知事のいわゆる承認ですよ。これについては違法性がないということで、判決があったところでもありますけれども、先ほども紹介がありましたように、その後現知事、まああのお亡くなりになっていましたので、翁長さんが、副知事が代行で前知事の承認後に、事業者に義務違反があったなどを理由に、承認の撤回が行われたところでもあります。

要は取り消し訴訟で敗訴しながら、撤回の理由ありということで、撤回という行政処分が行われたということでもあります。近日中には取り消し訴訟の時と同じように、国が沖縄県知事側を提訴することが予想される場所でもあります。国と県が基地移転を巡って、完全に訴訟の泥沼に入っているというふうにわたしは思えてなりません。非常に残念な状態だと思います。

こういう状況下での陳情であります。ですから、その中に入ってしまった最高裁の棄却ですので、これを尊重しなくてさらに撤回というのは、やっぱり民主主義のルールを、ある意味では無視する部分があるんじゃないだろうかというふうにわたしは考えております。やはり軽々に撤回など行うべきではない。また、できるかもしれないけれども、その部分についてはしっかりとわれわれ議会は判断して、賛否の意志を決定していくことが必要なんだろうなというふうに考えております。

次に、本委員会での審査がやはり不十分と考えます。わたしはやはり、継続審査にこれなるんだろうなというふうに考えておりました。それだけ重要なもんだと思っておりました。けれども、先ほど委員長報告にもありましたように、取り消し訴訟の最高裁判決、棄却の理由あるいは高裁判決の要旨が、十分に確認されていないという状況がわたしはありました。いうふうにわたしは聞かしてもらいました。

それからもう一つが委員会での表決が三者三様で、委員長の表決で決定となったということでもありましたけれども、やはり委員長の表決理由があまりにはっきりしない。ですから、その部分については事後の継続審査に送ってもらった方が良かったなという感じがいたしております。

それから不十分だと考える3点目は、審査するには最低限、先ほどもありましたように撤回の

理由の性格な確認が必要だと考えます。わざわざ陳情者の方が持って来ておられたのに、それを委員会の中でだれ一人確認せずにテープを起こして、その内容でこう言っとられたからと、そういうようなあいまいなことではいけないだろうかという気がいたしております。

それから大きな3点目としましては、今後のこの問題、基地の移転問題をいい方向に持つていくには根本的な問題解決に意を配していくことが必要ではないかと思ひます。最近の世界情勢を見てもらいたいと思ひます。まさにパワーバランスの世界です。ミリタリー、とかく軍事仕様、軍事仕様という、戦争にならせんかということ・・・。

○議長（山路 有君） 井藤議員、簡潔明瞭に、申し上げたとおりよろしくお願ひします。

○議員（8番 井藤 稔君） あの、さっきの方が長いが。もう少し根本的な問題解決を配する必要があると考えます。世界情勢を見ますとまさにパワーバランスの世界であります。ミリタリーバランスというわけではありません。外交、防衛、経済などトータルなバランスの上に成り立っているというのが実情だろうとわたしは思ひます。だからこそ、ほぼ全世界の国が参加する国連を舞台に、積極的に各国との連携を強化しながら、日本の役割を果たしていく必要が、姿勢が重要だろうとこのように考えます。やはり大きな視点の中で沖縄の現状、沖縄の基地のある痛みにも配慮しながら、問題を解決していこうということが必要と思ひます。

先ほど新たな組織からの陳情でございましたので、どういうことでのその経緯に至られたかというの、ぜひとも聞いてみたかったなという気がいたしております。防衛に関し、国と県が訴訟の泥沼にはまりこんでいる状態こそ、本当にわたしは残念でなりません。やはりもう少し、客観的に戦前戦後の歴史を検証しながら、より一層客観的にリアリティーを持って、防衛問題を考え推進していくことが必要だろうとこのように思ひます。国と県との訴訟問題である限り、いつまでたってもこの問題は解決しないとわたしは考えます。

やはり先ほども申しましたように、オール沖縄からオール日本の視点が必要だと、そうしないと解決できるようなものではないというふうにわたしは思ひます。それにつきましてちょっと紹介させていただきたいと・・・。

○議長（山路 有君） 井藤議員、打ち切りますよ。再三、簡潔明瞭ということをやっていますので、それを守ってやってほしいと思ひます。

○議員（8番 井藤 稔君） 簡潔明瞭だとわたしは思ひますけれど、違いますか。

以上の状況からやはり、ならもうやめます。以上の状況から軽々に趣旨採択すべきではなく、審査を継続していただいたらなあというふうに考えます。よって、委員長採択、並びに原案には

不採択ということで討論をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決にはいりますが、本陳情に対する委員長報告は趣旨採択すべきものでしたが、先ほど述べたとおり、原案についての採決を行います。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって陳情第3号は不採択に決定いたしました。

日程第2 陳情第4号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○教育民生常任委員長（橋井 満義君） 教育民生常任委員長の橋井です。本定例会において、教育民生常任委員会に付託をされました陳情4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてであります。

去る、開会中におきまして委員会を開催し、委員5名で協議を行いました。審査結果といたしましては、採択であります。その採択に至る内容であります。委員3名が採択、趣旨採択とすべきが1名であり、多数決により採択となったものであります。

審査の経過について若干ご報告申し上げます。本陳情につきましては、陳情の趣旨とされるものは教職員定数の改善を望まれること。そして第2点目が、義務教育費国庫負担分の現在3分の1となっているものを、2分の1に復元させるという、この2点が大きな要請の内容であります。

本陳情についても、提出者鳥取県教職員組合西部支部並びに鳥取県高等学校教職員組合西部支部の2名の併記により提出をされております。鳥取県教職員組合西部支部におきましては、これは鳥取県内の小中学校の合同の組合であります。鳥取県の高等学校教職員組合につきましては、

高等学校は義務教育ではありませんので、これは公立高校そして私学とは別物でございます。

この中で採択すべきという主な要点につきましては、やはり義務教育現場については昨今の指導要領の移行経過についても、教職員の不足分を大へん現場では苦勞されておると、並びに昨今の教育現場の複雑化、混乱化する中での教職員環境の劣悪な環境におかれているということが大きな論点であったと思っております。

それから小泉政権下における三位一体の中での国庫負担分が引き下げられたということでありますが、これらについては独自財源により運営をしている町村もあり、これらが各町村間でのばらつきを生じ、自治体間のバランスがとれていないということも最大の要因でもあったというふうに思っています。ということでありまして、その中でも大きく採択すべき点、そしてこれらについては、この高等教育もこの提出者の中に入っているということで、整合性が一つは図られていないという提出の仕方ということの問題の指摘もあり、趣旨でいいんではないかなということの意見もございました。しかしながら結果といたしまして、採択3名、そして趣旨採択1名の多数により、採択すべきという結果となりました。以上、教育民生に付託されました本陳情についてのご報告を申し上げます。以上であります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、陳情第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第4号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。委員長の報告のとおり、本陳情を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって陳情第4号は委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

日程第3 議案第37号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第37号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の

一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。わたくしは日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。水は生活にはなくてはならないものです。日吉津村の公共下水道は、昭和62年7月から供用開始となり、現在のような快適に暮らせる生活環境が整いました。今日までには消費税の導入を含め、5度の料金改定が行われ、平成16年度には合併しない単独存続を決断し、その折50パーセント、1.5倍の増額改定を行っております。

平成21年リーマンショックによって、村民生活がきびしい状況にあることから、石村長は政策として下水道使用料10パーセント減額を定める、公共下水道使用料の特例条例を制定されました。そして現在まで、九年六月にわたって実施して来られました。そのことは多いに評価するものです。なお、議会においても10パーセント減額継続を認め評価してまいりました。

この度、この特例条例で実施している10パーセント減額を、今後3年間で段階的に減額率を引き下げ、平成33年4月には廃止となる条例改正が提案されたのです。条例の提案説明、議案質疑で村長は、長寿命化工事は終わり今後脱水車の買い替えなどがある。景気は良くなってきたこともあり、自分の任期中に正規料金に戻していきたいという説明であったと思います。景気は本当によくなっているのでしょうか。地域の方と会話する中では物価は上ってるよ。値段は変わらないけど、中身が小さくなったり、グラムが減っている。実質値上げだがか消費税もまた上がるし、景気はよくなってないわという方がほとんどです。一人暮らし二人暮らしの高齢の方、そして5人以上の世帯の方、何人かの方にもお聞きいたしました。下水道、水道料金について、お聞きをいたしました。総会の説明はありましたけれども、何のことを言っておんなるかわからなかったということがありました。値上げされるんだねということも返ってまいりました。高齢の方は無駄に水を使わないようにしているとおっしゃいました。わたくしはこれを聞いた時、今年度のように熱中症対策、クーラーを使って下さいということがありましたけれども、クーラーをつけていても節約ということが頭にあって、ああ、これも使っておられないかも知れないということを感じました。

国では、子ども、高齢者への支援、地方創生による支援などを講じられておられますが、大企業へは減税、国民には年金を始め社会保障費を削り、年々負担増を強いております。下水道使用

料は自治体独自での決める唯一のことで、使用料 10 パーセントの減額は、住民が等しく恩恵を受けることができます。村民の良好な生活環境を確保し、河川や海などの水質保全のためには下水道整備は重要であり、施設の老朽化や耐震に対する備えも必要です。

現在、この減額による 1 年間に減額される額は 650 万と試算されております。この額からみて現在の村の財政状況から削減について早急に対応しなければならない状況ではありません。下水道使用料 10 パーセント減額期間は 10 年になろうとしております。今ではこの減額の金額が、通常の使用料とみていいのではないのでしょうか。皆さんがそういうふうを受け取っていると思います。わが村の今後とも、目玉政策として継続していくことを述べ反対討論といたします。皆さんの賛同よろしくお願ひします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論を許します。賛成等論はありませんか。

松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 9 番、松田です。村公共下水道使用料の特例に関する一部改正の条例に賛成の立場で討論いたします。公共下水道事業につきましては、長寿命化工事を含め整備や維持管理を行いながら、これまで建設した施設を好機有的な財産として、適性に維持し健全な事業を推進するためのものであります。

日吉津村では平成 29 年 3 月議会において、30 年度から 31 年度まで、公営企業会計移行支援業務委託料のため 2,430 万円の債務負担行為を決議し、29 年度を含め、3 カ年をかけて公営企業会計に移行することといたしました。この公営企業会計に移行することにより、お金の流れ、資産、債務がどの程度あるのかを明確に把握でき、現状状況を正確に把握することができるし、将来の収支見通し、使用料金の適正化、合理的な施設の建設、更新計画の策定、維持管理の効率化など経営の健全化につながることができます。

本来下水道事業につきましては、使用料や受益者負担などの収入で経営する独立採算性の原則があり、これは住民が使った下水道につきましては、使用しただけ負担をおうという基本的な考えであります。しかしながら、昨年度は 3,000 万円を一般会計から繰り入れしており、この内約 650 万円が、10 パーセント減額をしたことによる補てん分となっている現状で、この独立採算性の原則に反する形となっているため、少しでも一般会計からの繰り入れを削減していくことが重要であります。

下水道運営審議会の答申としては、この条例が 1 年ごとに期限を迎える条例であることから、一気に 10 パーセント減額特例措置をやめると、家庭に対して使用料負担が大きくなるため、平成

30年度7パーセント、平成31年度6パーセント、平成32年度2パーセントと段階的に減額の特例措置を下げていくやり方が、適切であると判断されたところであります。これを受けて執行部は、全自治会に出向き、総会などで使用料の減額特例措置について、経過と今後の扱いについて説明しましたが、特段反対の意見は出なかったと聞いております。

また、減免条例は時限的な特例条例であり、そもそも恒久的に続くものではありません。使用料について議論するのであれば、料金体系そのものを検討するべきであると考えます。

以上の理由から村公共下水道使用料の特例に関する条例改正について賛成討論とします。皆様のご賛同よろしく申し上げます。以上、討論終わります。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第38号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 39 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 39 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 40 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 40 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。開会は 14 時 55 分から再開します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時55分 再開

日程第 7 議案第 41 号 から 日程第 11 議案第 45 号

○議長（山路 有君） 再開します。お諮りいたします。日程第 7 から日程第 11 まで決算審査特別委員長審査報告でありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって日程第 7、議案第 41 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 42 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 43 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、議案第 44 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11、議案第 45 号平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

本 5 議案は、本会議において決算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、決算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田委員長。

○決算審査特別委員長（松田 悦郎君） 平成 30 年 9 月 21 日日吉津村議会議長山路有様、日吉津村議会決算審査特別委員会委員長松田悦郎。特別委員会審査報告書、平成 30 年第 3 回定例会において本特別委員会に付託された下記審査事件について開会中の審査を終了したので、その審査結果を会議規則第 77 条の規定により報告します

最初に審査結果についてであります。議案第 41 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、全会一致で認定です。議案第 42 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、全会一致で認定です。議案第 43 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、全会一致で認定。議案第 44 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましても全会一致で認定です。議案第 45 号平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で認定です。

続きまして、審査の経過について報告させていただきます。議案第 41 号一般会計、歳入総額 26 億 8,827 万 9,000 円、歳出総額 25 億 6,168 万 2,000 円で差引額は 1 億 2,659 万 7,000 円である。翌年度繰越財源としては、繰越明許費が 43 万 4,000 円計上されています。歳入額の内訳として、村税収入済額の村民税個人分が、1 億 7,205 万 4,000 円で、前年度対比 5.2 パーセントの増、法人税では均等割が伸びたものの法人税割の減少で、対前年度比 3 パーセントの増に止まった。

前年度同様に、固定資産税は減少傾向にあるが、その内訳として企業の固定資産税の償却資産減が多く占めている。なお、新築住宅の増加による土地家屋が微増であるが、下支えをしている傾向にあり、6億5,557万7,000円にとどまった。また、ふるさと納税を原資とする夢育む村づくり基金は予算額5,002万円に対して、2,005万3,000円、約40パーセントと大きく落ち込み、政府税制に翻弄される結果となった。村税の収入未済額は1,667万7,000円と上昇傾向にある。また、不納欠損額が43万3,000円であり受益者平等の原則に立ち、適切な継続的収納対策をとりたい。歳出では総務省の財産管理費が8億1,637万9,000円と伸びたが、土地開発公社の土地処分が大半を占めており、健全な早期処理に心掛けたい。実質公債率が9.66パーセント、3年度で13.7パーセント、地方債現在高が24億6,382万9,000円と上昇傾向にあり、今後のインフラ整備や事業投資には留意されたい。

続きまして議案第42号国民健康保険事業勘定特別会計歳入総額は4億7,522万2,000円、歳出総額4億6,810万9,000円で差引額711万3,000円である。対前年度比、歳入歳出とも約2パーセント減少した。歳入では保険税と基金繰入金が増したが、保険給付費の減少により会計の均衡が保てた。調定額と予算の照合を適切に行い予算執行の適正化や特定健診の促進を含めた健康づくり対策を継続されたい。

続きまして議案第43号後期高齢者医療特別会計、歳入総額4,307万1,000円、歳出総額4,305万8,000円で差引額1万3,000円である。本会計は県下の自治体すべてで構成された広域連合へ村が、資格管理や徴収した保険料を納付している。今後は国保と一本化の方向であるが詳細は不明確である。高齢者の増加に伴い基金繰入で保険料の上昇を抑制し運営されている。

続きまして議案第44号公共下水道事業特別会計、歳入総額1億2,203万4,000円、歳出総額1億2,194万2,000円で差引額8万2,000円、対前年度比歳入歳出ともに約26パーセント減となった。滞納や不納欠損が減少したものの、今後も移住確認調査を徹底し、徴収率向上に努められたい。なお、使用料の10パーセント減免は評価できる。

議案第45号鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計、歳入総額107万8,000円、歳出総額43万9,000円、本会計は県西部7町村で構成する組織で平成29年、30年との2ヵ年を本村担当会計とするものである。審査事業に応じて各町村が負担するもので、本年度は実績がなかった。

最後に、なお、審査の過程で平成30年度予算編成に向けた意見があったので、別紙各課の審査意見書を添付していますので、予算編成に向けて参考にさせていただきたいと思っております。以

上、報告を終わります。

○議長（山路 有君） 議案第 41 号から 45 号まで委員長報告は、全会一致で認定すべきものとなっておりますので、この際質疑討論ないものとし、採決は各議案ごとに行います。

これから議案第 41 号を採決をいたします。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 42 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第 42 号は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 43 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第 43 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 44 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第 44 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第 45 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第 12 議案第 46 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、発議第 46 号日吉津村教育委員会委員の選任についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 46 を採決します。本案は原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号は原案のとおり同意されました。

日程第 13 発議第 5 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、発議第 5 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、橋井委員長。

○教育民生常任委員長（7 番 橋井 満義君） 教育民生常任委員長の橋井でございます。ただ今より発議第 5 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について提案をさせていただきます。発議第 5 号平成 30 年 9 月 21 日、日吉津村議会議長山路有様。提出者日吉津村議会教育民生常任委員長橋井満義。

本議案については、上記の議案を別紙のとおり地方自治法 109 条第 6 項及び 7 号並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出をいたします。本発議につきましての提出理由でございますが、本議会に提出された陳情第 4 号として教育民生常任委員会に付託され、採択されたことにより発議するものでございます。義務教育費国庫負担制度につきましては、これまで三位一体改革による地方への財源移譲を背景に国庫負担率が引き下げられた経緯がございます。このことにより、定数措置など自治体の取組みに違いもでてきたりしております。子どもたちが全国どこでも一定水準の基で教育が受けられなくてはなりません。国の責務として教育費予算の確保を求めるものでございます。教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に関わる意見書でございます。学校現場における課題が複雑化、混乱化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては本年度から新学習指導要領の移行機関に入り、外国語教育実施のための授業時間時数の調

整などに対応に苦慮する状況となっている。ゆたかな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、地方自治体の財政を圧迫していることや、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

豊かな子どもの学びを補償するための条件整備は不可欠である。よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように下記の措置を講じられよう強く要請する。1、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年9月21日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。以上宛てに提出するものであります。ご賛同をよろしく願います。

○議長（山路 有君） 以上、説明が終わりました。この際質疑、討論ないものとし、これから発議第5号を採決します。本発議は原案のとおり、意見書を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は意見書を提出することに決定いたしました。

日程第14 諮問第2号

○議長（山路 有君） 日程第14 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本件についてはお手元に配布のとおり、山本健生氏を人権擁護委員に推薦したいむね、村長から文書にて意見を求められております。なお、人権擁護委員の任期は3年です。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

お諮りします。人権擁護委員の推薦について、山本健生氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、人権擁護委員の推薦については、山本健生氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第 15 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第 15、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配布のとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第 16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 16、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題いたします。総務経済委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第 17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋井 満義君） 日程第 17、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。教育民生常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第 18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 18、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 19、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、平成 30 年第 3 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 26 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員